

第4回川口市総合計画審議会次第

日 時：平成27年3月12日（木）午前10時

場 所：鳩ヶ谷庁舎3階 304・305会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 第3回審議会での検討・調整事項の

検討結果の報告について

(2) 基本計画の概要について

(3) 平成27年度審議会等のスケジュールについて

(4) その他

3 閉 会

第3回審議会等でいただいたご意見を以下のとおり反映しました。なお、文章の追加はアンダーライン、削除は取り消し線にて表示しています。

ご意見1

基本理念の「多様な主体の共生共栄」の主体の説明に、法人やNPOを含めた表現とできないか。

4-3. 基本理念

○多様な主体の共生共栄

本市は地域性が豊かであり、そこには企業、市民や地縁団体、市民団体、地域住民事業者をはじめとする多くの魅力ある多様な主体が活動をしています。この多様な主体がお互いを尊重し合い共生できる環境をつくり、多様な主体同士や行政との交流を促進することで、各主体が持つ魅力や個性を活かしていきます。

ご意見2

基本理念に行政運営が入っていることに違和感がある。行政自体がどうあるべきかという視点は、基本理念の考え方とはちがうのではないか。

4-3. 基本理念

○持続可能な市政運営

~~まちづくりには、安定的に質の良い行政サービスを提供できる効果的かつ効率的な行政運営が必要です。継続的な歳入歳出の見直しから始まり、行政改革を積極的に推進し、将来にわたって責任ある市政運営に努めます。~~

○多様な市民ニーズに的確に対応する市民福祉の充実

少子高齢化・人口減少社会の到来や社会情勢の変化により、人々のライフスタイルや価値観が変化するにつれ、市民ニーズが多様化・複雑化しています。厳しい財政状況においても、これら様々なニーズを的確に把握し、市民と連携して対応することで、市民が豊かさや幸せを実感し、住み続けたいと思えるまちづくりを行っていきます。

ご意見3

- ・将来都市像について、説明にある鋳物と植木だけでは、しなやかでたくましい都市のイメージがわからない。

4-4. 将来の姿

(1) 将来都市像

将来都市像

人と しごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口

本市は「鋳物のまち」として全国に名を馳せてきました。鋳物には美観だけでなく「造形の自由度（しなやかさ）」「強靱で堅牢である（たくましさ）」等の優れた特質があります。また、同じく本市の特産である植木を始めとする緑も「（しなやかでたくましい）生命力」の象徴と言えます。

将来都市像で示した「しなやかさ」と「たくましさ」は、本市に受け継がれた伝統技術を意識しつつ、市民とともに進めていく都市づくりへの想いを籠めたものです時代の変化や多様化する市民ニーズに柔軟に対応するしなやかさをもち、困難な課題にも市民と行政が一体となって力強くたくましく臨んでいくまちづくりへの想いを込めたものです。

本市は、子どもから大人まで全ての「人」と、魅力あふれる市内産業などの「しごと」が輝くことのできる、しなやかでたくましい都市をめざします。

ご意見4

合併を経て、全市域が均衡のある発展をしていけるようなまちづくりを推進していく、といったことをどこかに記述したほうがよい。

めざす姿の「誰もが“安全で快適に暮らせるまち”」の中でも、インフラにおける市内全域の整備を記載しており、また、序論の「3-4. (1) 鳩ヶ谷市との合併」や「3-5. (1) 市全体の特色あるまちづくり」において、一体的なまちづくりや、市全体として住みよくなるようなまちづくりを記載しておりますので、それらを踏まえ、今後、基本計画において具体的な記載をしていきます。

ご意見5

- ・めざす姿の最後の表現が、「子どもから大人まで“個々が輝くまち”」だけ「欠かせません」となっているので、他のところの「めざします」や「推進します」などと合わせたほうがよい。
- ・「子どもから大人まで“個々が輝くまち”」だけ書き込みすぎている。他とのバランスをとった方がよい。
- ・「産業や歴史を大切にした“地域の魅力と誇りを育むまち”」で、本市の魅力などを市内外に発信して…とあるが、市内外では小さい感じがする。
- ・「市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”」は、行政の経営課題が記載されているが、それらを解決することで、どのようなまちをめざすのかを記載したほうがよい。

4-4. 将来の姿

(2)めざす姿

「子どもから大人まで“個々が輝くまち”」

教育は、ひとづくりとまちづくりの根幹であり、大切なものです。学校教育の場において「不易流行」の考えのもと、学校の教育力と指導力の向上を図り、子どもたちがのびのびと学べる環境をつくるなかで、本市は知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざすとともに、しなやかさとたくましさをそなえた人材を育てる教育都市をめざします。

またさらに、市民の多様な学習・活動意欲の高まりに対しては、自己実現をめざすための支援を行い、一人ひとりの個性や魅力を伸ばす環境づくりをします。これらの市民活動の成果が、まちの活力に反映するような機会を作っていくことが重要です。

このように、子どもから大人まで“個々が輝くまち”をめざすためにも、お互いが尊重・理解し合う環境づくりが欠かせません。いながら一人ひとりの個性や魅力を伸ばせるまちをめざします。

「産業や歴史を大切にした“地域の魅力と誇りを育むまち”」

本市には誇れるの魅力がたくさんあります。は、鋳物や植木に代表される産業をはじめ、歴史や伝統のある文化財、うるおいをもたらす緑地環境、地域にとって大切なお祭りや文化芸術など多種多様です。もそのひとつです。

まちを元気にするにはため、市内産業の発展と振興が重要なことから、企業の経営基盤強化や、技術力の伝承と発展、市製品の販売促進に力を注ぎ、ぐなど地域経済の基盤をしっかりと築いていきます。くとともに、また、本市の魅力は産業だけではなく、歴史や伝統のある文化財、うるおいをもたらす緑地環境、地域にとって大切なお祭りや文化芸術など多種多様です。これらの魅力と誇りを育み、市内外に歴史的資源といった様々

なまちの魅力を広く発信して多くの交流を生み出すなど、~~し、まちを元気にしていきます。~~
~~産業や歴史を大切にした地域の魅力や誇りを育むまちをめざします。~~

「市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”」

本市は、自治の権限を拡大し、~~地域の自らのまちの課題をは地域で自ら解決する体制~~
~~づくりを進めていることから、~~ます。こうした、~~自立的な市政運営を力強く推進するた~~
~~め、~~川口市自治基本条例とそれに基づく3条例を尊重し、市民・行政の協働によるまち
づくりを進めます。

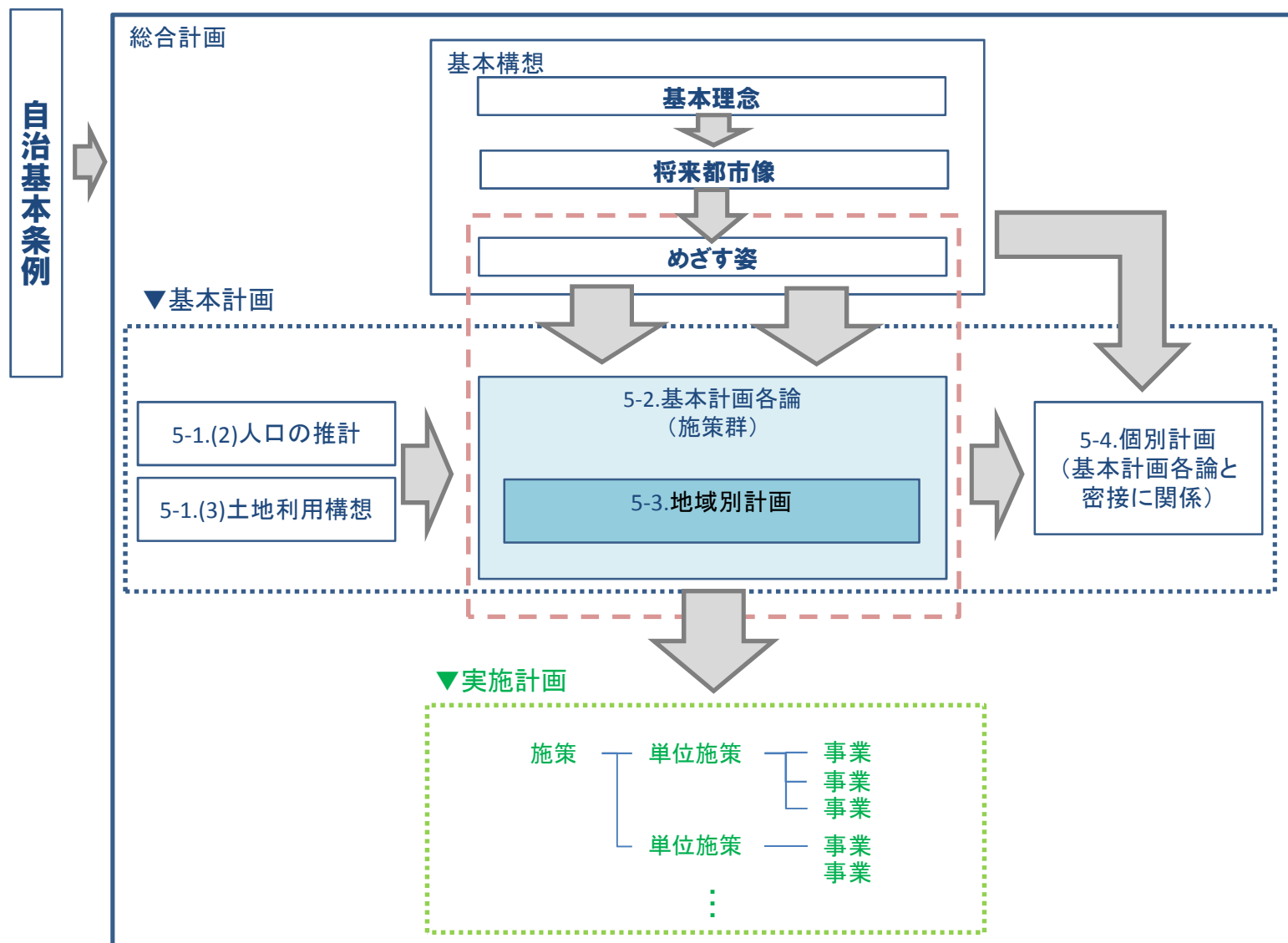
~~また、計画的・効率的な行財政運営のため、人材の育成や公共施設の適正化など、限~~
~~りある資源を最大限活用することを念頭におきながら、歳出の適正化と歳入の確保に努~~
~~め、行政改革をさらに推進します。~~さらに、人材の育成や公共施設等の適正化を図り、
歳出の適正化と歳入の確保に努めるなど、~~限りある資源を最大限に活用し、計画的かつ~~
~~効率的な行財政運営を行うことで、自立的で市政運営を力強く推進するまちをめざしま~~
~~す。~~

「5. 総合計画の実現に向けて」の削除について

「5. 総合計画の実現に向けて」については、基本構想の中で他との重複が多い部分で
したが、これまで重複した表現は避けるようにとのご意見が多かったこともあり、また、
めざす姿の「市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”」を整理したことに伴
い、市民と行政の協働によるまちづくりや効果的・効率的な行政運営の推進などの基本
的なスタンスはめざす姿に反映させ、「5. 総合計画の実現に向けて」を削除したうえで、
各めざす姿を実現できるよう基本計画においてしっかりと書き込んでいくこととしまし
た。

第5次川口市総合計画書の構成(案)

1. あいさつ
2. 目次
3. 序論
3-1. 川口市の沿革
3-2. 川口市の特色
3-3. 社会情勢の変化
3-4. 川口市におけるこれまでの主な取り組み
3-5. まちづくり推進上の課題
3-6. まちづくりの考え方
4. 基本構想
4-1. 総合計画策定の目的
4-2. 総合計画の構成と期間
4-3. 基本理念
4-4. 将来の姿
(1) 将来都市像
(2) めざす姿
・全ての人にやさしい“生涯安心なまち”
・子どもから大人まで“個々が輝くまち”
・産業や歴史を大切にしたい“地域の魅力と誇りを育むまち”
・都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち”
・誰もが“安全で快適に暮らせるまち”
・市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”
5. 基本計画
5-1. 基本計画総論
(1) 基本計画の趣旨
(2) 人口の推計
(3) 土地利用構想
(4) 施策・単位施策の一覧
5-2. 基本計画各論
(1) 全ての人にやさしい“生涯安心なまち”
(2) 子どもから大人まで“個々が輝くまち”
(3) 産業や歴史を大切にしたい“地域の魅力と誇りを育むまち”
(4) 都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち”
(5) 誰もが“安全で快適に暮らせるまち”
(6) 市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”
5-3. 地域別計画
(1) 中央地域 (2) 横曽根地域 (3) 青木地域 (4) 南平地域 (5) 新郷地域
(6) 神根地域 (7) 芝地域 (8) 安行地域 (9) 戸塚地域 (10) 鳩ヶ谷地域
5-4. 個別計画一覧



【施策・単位施策の一覧】

基本構想で掲げた6つの基本計画各論を実現するため、本市が推進する施策と、より具体的な手段を示す単位施策を定めました。

基本計画各論	施策	単位施策	基本計画各論	施策	単位施策
A. 全ての人にやさしい “生涯安心なまち”	1)健康を育むまちづくり	a.保健・予防活動の推進 b.医療体制の充実 c.医療保険制度の充実	D.都市と自然が調和した “人と環境にやさしいまち”	1)豊かな水と緑に親しめる空間の創出	a.水辺環境の整備 b.緑地環境の整備
	2)健やかな子育て・子育て環境づくり	a.子育て支援の充実 b.保育環境の充実 c.児童の健全な育成		2)環境の保全と創造	a.生活環境の保全 b.地球環境の保全
	3)高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり	a.高齢者福祉の充実 b.介護事業の充実 c.社会参加の場と機会の充実		3)廃棄物の減量化・再資源化・適正処理の推進	a.循環を基調とする廃棄物対策の推進 b.廃棄物の適正処理の推進
	4)誰もが安心して生活できる環境づくり	a.誰もが安心して生活できる環境づくり b.障害者を支える仕組みづくりの推進 c.低所得者の生活安定への支援 d.環境衛生の充実	E.誰もが“安全で快適に暮らせるまち”	1)住・工・商・緑が共存した都市整備の推進	a.計画的な土地利用の推進 b.市街地整備の推進 c.美しくうるおいのある景観形成の推進 d.鉄道駅周辺整備の推進 e.良好な住環境の整備
1)子どもがのびのび学べる環境づくり	a.幼稚園・小学校・中学校教育の充実 b.高等学校教育の充実	2)安全・安心・気軽に外出できる交通環境の整備		a.道路等の整備の推進 b.公共交通機能の充実 c.交通安全対策の充実	
2)子どもの成長をサポートする基盤づくり	a.学校の教育・指導力の向上 b.子ども・若者の育成支援	3)安全・安心な上下水道サービスの提供		a.水道水の水質の保全・向上 b.水道水の安定供給 c.水道事業の経営基盤の強化 d.公共下水道の普及・機能向上 e.下水道事業の経営の健全化	
B.子どもから大人まで “個々が輝くまち”	3)市民が自己実現をめざせる環境づくり	a.生涯学習活動の支援 b.スポーツ・レクリエーション活動の支援 c.文化芸術活動の支援	F.市民・行政が協働する “自立的で推進力のあるまち”	4)様々な災害や犯罪などの脅威から市民を守るまちづくり	a.防災対策の充実 b.治水・浸水対策の推進 c.防犯対策の充実 d.消防・救急・救助体制の充実 e.危機管理への庁内体制の充実・強化
	4)互いに尊重・理解し合う環境づくり	a.人権を尊重した社会づくり b.男女共同参画を進める意識・環境づくり c.国際理解・交流の推進		1)市民が元気に活動するための環境づくり	a.地縁活動(町会・自治会等)の支援 b.市民活動(NPO・ボランティア等)の支援
	1)地域経済基盤づくり	a.企業経営の強化支援 b.就労環境の向上 c.企業立地の支援 d.企業間連携の支援 e.担い手の育成と技術の振興		2)市民と行政の相互協力	a.市民参加の環境づくり b.広報広聴活動の充実
	2)活力ある工業の振興	a.ものづくり産業のさらなる振興		3)行政経営の基盤強化	a.人材の育成と組織の最適化 b.財政基盤の強化 c.公共施設の適正化 d.情報化の推進
	3)活気ある商業の振興	a.(にぎわいある商業活動の振興			
C.産業や歴史を大切に “地域の魅力と誇りを育むまち”	4)魅力ある農業の振興	a.都市農業の振興 b.都市農地の保全			
	5)地域資源の活用	a.地域資源を活用したシティプロモーションの振興 b.歴史的資源の保護と活用 c.SKIPシティを活用した地域の活性化			

【例】

施策 A-1: 健康を育むまちづくり

●基本方針

- 市民の健康への関心を高め、また、安心して保健・医療サービスを受けられる体制を整えることで、自発的な予防と健康管理を促し市民の“健康寿命”を伸ばします。

●目標指標

● 川口市民の健康寿命	【目標値】(平成32年度)
	男性17.00年、女性20.00年
	【現在値】(平成25年度)
	男性15.98年、女性19.09年

	主要キーワード	主な背景事象
I	<ul style="list-style-type: none"> 各種健康診査や検診の受診率の低さ 中核市移行による保健・福祉分野の権限移譲 要介護者等や認知症患者の増加 	<ul style="list-style-type: none"> まず一次予防として食や運動といった生活習慣の改善などで病気の発生を抑制し、次に二次予防として予防接種や検診などにより早期発見・早期治療を行うといった、段階に応じて予防の取り組みを行う予防医療の重要性がますます高まっています。 妊娠や出産に係る安全性の更なる確保と不安軽減への取り組みが求められている一方で、乳幼児健康診査等の受診率が低くなっています。 高齢化がさらに進展し、「団塊の世代」も65歳を迎えた今後は、医療費もさらに増え続けることが予想されています。 中核市移行を平成30年度に予定し、保健・福祉分野の権限が埼玉県から本市に移譲されることから、より市民に密着した保健・予防活動が可能となります。
II	<ul style="list-style-type: none"> 小児科医をはじめとする医療従事者の不足 地区別保健ステーションの設置と保健師の地区担当制の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 本市には、地域の急性期医療を担う医療センターを核とする、約270の医療機関が存在しており、医療へのアクセスの良さは強みの1つといえます。しかし、医療従事者の不足や後期高齢者のさらなる増加が予想される中、継続的な医療体制の保持が困難になる可能性があります。
III	<ul style="list-style-type: none"> 団塊世代の退職や高齢化に伴う各医療保険制度加入者の増加 高齢者の増加や医療技術の高度化に伴う医療費の増加 	<ul style="list-style-type: none"> 団塊の世代の退職や高齢化の進展に伴い、国民健康保険や後期高齢者医療制度の加入者は増加しており、制度の充実が求められています。一方、各医療保険制度の税金や保険料の収納率は他市町村と比較して低くなっています。

単位施策と主な取り組み

保健・予防活動の推進

- I
- 市民一人ひとりの健康意識を高めます。特に、疾病は早期発見することも大切ですが、まずは発生予防が重要であることを啓発していきます。さらに、各種検診、予防接種、相談といった保健サービスを充実し、疾病や感染症を予防します。
 - 妊婦健診や相談などを通じて、妊娠中の健康状態を良好に保ち、母子ともに健康で安心して出産ができるよう支援するとともに、乳幼児健診を促すなど、安心して育児ができる環境を整えます。
 - 地域の実情を熟知している市が、適切に保健衛生サービスを提供できるよう、また、健康危機などの有事に迅速で適切な対応ができるよう、中核市移行に合わせた保健所の設置をめざします。

医療体制の充実

- II
- 国が推進する地域における「5疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患)・5事業(救急、災害時、へき地、周産期、小児の各医療)及び在宅医療」の体制確保の一翼を担う医療センターにおいては、診療機能のさらなる充実を図り、地域から信頼される高度なレベルの急性期病院をめざします。
 - 医療センターをはじめとする地域の医療機関の連携や機能分担を図り、救急医療、在宅医療、そして夜間診療などの整備を通じて、安心して医療を受けることができる体制を確保します。

医療保険制度の充実

- III
- 啓発活動などにより被保険者の医療保険制度への理解を深める取り組みを展開していきます。
 - 早期介入保健指導、健康診査等の実施、人間ドック検診への助成などにより、疾病の早期発見や重症化の予防に努め、健康の保持増進を図るとともに、将来の医療費の削減につなげます。
 - 安定した医療保険制度運営のため、医療費の削減とともに、財源確保のため医療保険制度の保険税(料)の収納率向上の対策を図ります。

●関連する部門別計画

計画名	計画期間
川口市健康・生きがいづくり計画	平成26年4月～平成36年3月
川口市食育推進計画	平成22年4月～平成29年3月
川口市国民健康保険 特定健康診査等実施計画	平成25年4月～平成30年3月

平成27年度審議会等スケジュール

時 期	内 容	場 所
6月3日(水)午後2時から	第5回審議会	鳩ヶ谷庁舎
7月～11月上旬	第6回～第12回審議会	
11月中旬～12月中旬	パブリックコメント実施	—
平成28年1月中旬	第13回審議会(最終回)	
1月中旬	答申(正副会長から市長へ)	市役所市長公室
3月	3月議会へ上程	—
4月1日	第5次川口市総合計画スタート	—

川口市総合計画策定条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るために本市が策定する総合計画について、その策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基本構想 本市が目指すべき将来像及びその実現に向けて取り組む施策の方向性を定める基本的な構想をいう。
- (2) 基本計画 基本構想を実現するための施策を体系的に定める計画をいう。
- (3) 実施計画 基本計画における施策を実現するために実施する具体的な事業を定める計画をいう。

(総合計画の構造)

第3条 本市の総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものとする。

(川口市総合計画審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想の策定若しくは変更又は基本計画の策定若しくは改定（計画の全面的な変更をいう。以下同じ。）をするに当たっては、第8条に規定する川口市総合計画審議会に諮問するものとする。

2 市長は、基本計画の一部を変更するに当たっては、必要に応じ、川口市総合計画審議会に諮問することができるものとする。

(議会の議決)

第5条 市長は、審議会の答申を受け、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(総合計画の公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画と他の計画との整合)

第7条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(川口市総合計画審議会の設置)

第8条 総合計画策定の円滑な推進を図ることを目的として、川口市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の所掌事務)

第9条 審議会は、第4条の規定による諮問に応じ、基本構想の策定若しくは変更又は基本計画の策定、改定若しくは変更に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第10条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(審議会の委員)

第11条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市内の民間団体から選出された者
- (3) 知識経験者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から審議会が第9条第1項の諮問に対して最終的な答申を行う日までとする。

(審議会の会長及び副会長)

第 1 2 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第 1 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の会議における関係者の出席及び資料の提出)

第 1 4 条 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(審議会の幹事)

第 1 5 条 市長は、市の職員のうちから審議会の幹事を任命し、審議会の求めに応じ、審議会の所掌事務について会長、副会長及び委員の補佐をさせることができる。

(審議会の庶務)

第 1 6 条 審議会の庶務は、企画財政部において処理する。

(委任)

第 1 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(川口市総合計画審議会設置条例の廃止)

2 川口市総合計画審議会設置条例（昭和42年条例第54号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の川口市総合計画審議会設置条例の規定により設置されている川口市総合計画審議会（以下「審議会」という。）は、第8条の規定により設置されたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に審議会の委員である者、会長及び副会長である者並びに幹事である者は、第11条第1項の規定により委嘱され、第12条第1項の規定により互選され、又は第15条の規定により任命されたものとみなす。

5 この条例の施行の際現に市長が審議会にしている諮問は、第4条第1項の規定によりされたものとみなす。